

## 一般社団法人名張市観光協会定款の一部変更について

一般社団法人名張市観光協会定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前欄に掲げる規定を同表の変更後欄に掲げる規定に下線で示す  
ように変更する。

変更後	変更前
<b>第7章 相談役</b>	
<u>(相談役)</u>	
<u>第32条 この法人に、任意の機関と して相談役を置く。</u>	
<u>2 相談役は、学識経験者又はこの法 人に功労のあった者のうちから理事 会において任期を定めた上で選任す る。</u>	
<u>3 相談役は、理事会における議決権 を有しない。</u>	
<u>4 前各項に定めるもののほか、相談 役に関し必要な事項は、理事会の議 決を経て代表理事が定める。</u>	
<b>第8章 資産及び会計</b>	<b>第7章 資産及び会計</b>
<u>第33条～第35条</u>	<u>第32条～第34条</u>
<u>第9章 事務局</u>	<u>第8章 事務局</u>
<u>第36条・第37条</u>	<u>第35条・第36条</u>
<u>第10章 定款の変更及び解散</u>	<u>第9章 定款の変更及び解散</u>
<u>第38条～第41条</u>	<u>第37条～第40条</u>
<u>第11章 公告の方法 (公告の方法)</u>	<u>第10章 公告の方法 (公告の方法)</u>
<u>第42条 この法人の公告は、電子公 告により行う。</u>	<u>第41条 この法人の公告は、主たる 事務所の公衆の見やすい場所に掲示 する方法により行う。</u>